

令和元年度 第1回横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
開催日時	令和元年12月11日(水)9時30分から12時30分まで
開催場所	緑区役所3階 会議室3A
出席者(敬称略)	勝田睦子、松浦千恵(職務代理人)、正木きよ子、村井祐一(委員長)、蔵圭二、篠崎慧、明田邦彦、土志田誠人、松浦正義
欠席者(敬称略)	今道敏郎、井上敏正
開催形態	公開(傍聴者1名/議題(1)~(3)) 非公開(議題(4)~(8))
議 題	(1) 委員長及び委員長職務代理人の選出 (2) 選定スケジュールについて (3) 会議の公開について (4) 公募要項(共通資料)について (5) 公募要項(施設別資料)について (6) 応募申請関係書類について (7) 評価基準項目について (8) 次回委員会について
決定事項	1 委員長に村井委員を選出、委員長職務代理人に松浦千恵委員を指名 2 選定スケジュール承認 3 本委員会は、議題(4)~(8)は、非公開で実施 次回委員会は、面接審査及び審議は非公開で実施 4 公募要項(共通資料)について承認。※ 5 公募要項(施設別資料)について承認。※ 6 応募申請関係書類について承認。※ ※ 公表前に事務局で微修正を加えることも含めて承認。 7 応募基準項目について ・山下地域ケアプラザの項目追加について承認 ・配点の細分化について承認 ・項目7(1)の5段階評価への変更について承認 ・財務評価について承認 ・最低制限基準について承認 8 次回委員会は、12月20日(金)までに各委員の予定を事務局に提出。 調整後、日程候補日を決める。応募状況により開催日数変動するので、 確定次第、改めて連絡する。
審議経過	1 開会(進行:事務局) (1) 挨拶、委員及び事務局紹介 (2) 選定委員会の趣旨説明・要綱確認 (3) 定足数確認 (4) 委員出席数5名(委員会成立確認 ※臨時委員除く) (5) 委員長選出 ・委員の互選により委員長は村井委員を選出 2 議事(進行:委員長) (1) 職務代理人の指名 ・委員長の指名で松浦千恵委員を選出

(2) 選定スケジュール（資料に基づき議案説明：事務局）

委員長：質問・意見はあるか。

委員：（異議なし）⇒承認

(3) 会議の公開について（資料に基づき議案説明 事務局）

委員長：まずは、本日の委員会の公開について。このあと、公募要項や審査に関わる内容の審議に入るため、公表することにより応募事業者間で公平性に欠ける部分がある。内容に関わる公表は一律でホームページ公表日以降としたいがいかがか。

委員：（異議なし）⇒承認

・会議の公開について、本委員会では、議題(4)～(8)は、非公開とする。

・次回委員会は、面接審査及び審議は非公開で実施する。

(4) 公募要項（共通資料）について（資料に基づき議案説明 事務局）

委員長：共通資料に関して、質問・意見はあるか。基本的には全市共通の資料となっている。9ページの「(チ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施」と障害者優先調達推進法はどちらが優先になるのか。また、障害者優先調達推進法要項の取組について、要項への追加も検討してほしい。

委員：6ページの「(イ) 自己評価」「(エ) 事業実績評価」は毎年実施しているのか。また、これらの評価については、選定委員会として確認する必要はないか。

事務局：毎年実施している。また、(エ)については、区が年度ごとに運営法人に対して評価を行っているもの。選定委員会としても、前期の指定期間の実績を加味した上で評価を行っていただくことになる。こちらについては、議題7でご説明する。

委員長：その他については、承認ということよろしいか。

委員：（異議なし）⇒承認（公表前に微修正を加える）

(5) 公募要項（施設別資料）について（主に東本郷地域ケアプラザの施設別資料に基づき議案説明 事務局）

委員：11ページ「(1) 職員配置基準」について、「※4」に配置職員は3人とあるが、表中の人数と合計が合わないように思う。

事務局：「※4」で書いている3人は、地域包括支援センターの職員数を表している。

委員：6ページ「カ 自治会・町内会」が東本郷地区連合自治会となっているが、連合に加入していない自治会は対象外になるのか。

事務局：連合に加入していない自治会であっても、当然、地域包括支援センター担当圏域の一部ということになる。表記については、事務局で検討のうえ追記したい。

委員長：その他については、承認ということよろしいか。

委員：（異議なし）⇒承認

(6) 応募申請関係書類について（主に東本郷地域ケアプラザの施設別資料に

基づき議案説明 事務局)

委員長：事務局に質問だが、事業計画書については、記入要領を示す予定はあるか。

事務局：記入例のようなものは特段用意する予定はない。

委員長：記載の枠を広げたり、図表・写真等の使用、カラーなどを使って作成する旨を明文化している区もある。作成にあたっての決まり事も公表し、全ての団体が共通の基準で作成することで公平性も保たれるのではないか。

事務局：新規の応募団体のためにも、公表する際には、いただいたご意見について書類の然るべき部分に記載したい。

委員：図表を用いて作成することは、現法人にとっては有益であるが、新規法人にとっては不利益になりかねないのではないか。不公平感はないか。

委員長：過去、ほかの事例として、新規の応募法人が積極的にフィールドワーク等をして地域の特徴などの理解を深め、書類作成・プレゼンテーションの場に活かした事例もあるので、一概に新規法人が不利になるというわけではない。また、前期の実績を加味して評価を行うため、現法人は減点という場合もあり得る。決して現法人だから有利ということもない。

委員：今まで事業計画書は最大でどのくらいのページ数になっているのか。

事務局：過去の事例では、1項目1ページほどで作成している団体があり、ページ数も多くなっている。

委員長：その他については、承認ということよろしいか。

委員：(異議なし) ⇒承認

(7) 評価基準項目について (資料に基づき議案説明 事務局)

(審議事項1) 山下地域ケアプラザの項目追加について

委員：この項目については、地域から要望があったのか、区独自の考えなのか。

事務局：山下地域ケアプラザの整備にあたっては、山下地区安全・安心まちづくり協議会など地域の皆様からご意見を頂き進めてきた。事業実施要項で定められているとおり、地域ケアプラザは周辺地域の状況を考慮した運営が求められるというところの趣旨で事務局案として示したものである。

現地は農業専用地域で、周りは民家がない。まわりの営農家との調和がとても大切になってくる。そのため、周辺環境との調和を活かしたアイデアをいただきたく案としてお示ししている。

委員長：1(2)の項目と内容的に重なる部分があるので、差別化するという意味でもあえて「農業と福祉の連携」と明言した方が良い場合もある。

一方で、農業と福祉の連携と書くリスクとしては、ほかの周辺環境を活かした事業がある場合でも、農業に特化した内容しか提案されないことになる。

委員：農業専用地区という本来であれば建物が一切立てられない地域にケ
アプラザを建設するということを踏まえると、むしろ、連携した事
業を行うというより、「周辺環境を考えた管理体制・運営体制」と
いう観点の項目が良いのではないかと。体制面の配慮が必要では。
⇒項目の追加は承認。文言について、意見を踏まえて事務局で修正
検討した上で、委員長に一任することとする。

（審議事項2）配点の細分化について

事務局：本市標準例では配点について「5 事業」部分は中項目をまとめた
点数となっていた。例えば、(2)は「ア」～「エ」でまとめて「20
点」と示されていた。これに関して、各項目について事業計画書を
基に評価することを念頭に置くと、基本的には小項目ごとに評価す
ることとなるため、配点を小項目ごとに細分化した形の事務局案と
している。

ただし、(2)の「ウ」「エ」、(3)の「ウ」「エ」については関連性が
あると考えたため、それぞれ合算した案としている。

なお、各配点数についても変更することは可能である。

委員：(2)の「ウ」「エ」は分けてもいいのではないかと。ボランティアにつ
いては、自主企画事業以外でも生み出されるものなので、必ずしも
関連性が強いとは言えないように思う。

委員長：分ける場合には、5点ずつでなく、配点数を変えることも検討の余
地がある。

事務局：過去に提出された事業計画書の分量を踏まえると、ボランティアよ
りも自主企画事業の項目の方がボリュームが多くなる傾向がある。

委員長：それでは、(2)について「『ウ』は10点、『エ』は5点」という配点
数とし、その他の配点については事務局案を承認するというこ
とでいかか。

委員：異議なし

⇒「5 事業」の配点については小項目ごとに細分化し、(2)については、【ウ
を10点】【エを5点】とすることで承認。

（審議事項3）項目7(1)の5段階評価への変更について

事務局：本市標準例では、7(1)については、「-15～10点」の「26段階評価」
とされていた。その他の項目は基本的に「5段階評価」であることを
踏まえて、本項目についても5段階評価となる事務局案とした。

委員長：事務局案について、質問、意見はあるか。

委員：前期の指定期間の実績がマイナス、というのはどういった場合を想
定しているのか。また、どのように採点を行ったら良いか。

事務局：例えば、事件や事故が多い場合には運営面についてマイナスとご判
断いただくこともあるかと思う。採点については、「-10点/-5
点/0点/+5点/+10点」の5段階で評価していただく。

委員長：その他に質問等無ければ、この件について承認してよいか。

委員：異議なし

⇒ 5段階評価への変更について承認

(審議事項4) 財務評価について

委員長：財務評価の方法については、財務に係る知識のある今道委員の意見を聞きたいところである。

事務局：本日今道委員がご欠席であるため、事前に事務局から今道委員にご意見を伺ったところ、今道委員のご意見を踏まえて、委員の皆様が主体的に評価するということがよいのではないかとのご意見をいただきました。

委員長：本件について、質問、意見はあるか。

委員：財務評価はどういった資料を見ることになるのか。

事務局：事前に概要版を送付させていただいたので、そちらを参考に採点していただくことになる。

委員長：その他に質問等無ければ、この件について承認してよいか。

委員：異議なし

⇒ 評価方法については「今道委員の評価を踏まえて、各委員が評価を行う」で承認

(審議事項5) 最低制限基準について

事務局：最低制限基準については、評価基準項目の1～6の合計点の60%とする事務局案としている。

委員長：この件について、いかがか。

委員：異議なし

⇒ 60%で承認

委員長：その他全体を通して内容について、委員の皆様からご質問・ご意見をいただきたい。

委員：第三者評価については、実施主体はどこなのか。

事務局：特定非営利活動法人等の民間の調査機関が実施している。

委員：7(2)充足率について、委員に裁量がないが採点の必要はあるのか。

委員長：選定委員会の性質として、委員としての主体性をもって評価しなければならない立場であるため、各人での評価をお願いしたい。

委員長：その他の内容についても承認ということによろしいか。

委員：(異議なし) ⇒承認

(8) 次回委員会について (資料に基づき議案説明 事務局)

事務局：日程調整表を配付しているので、12月20日(金)までに事務局宛にFAX等でご提出をお願いしたい。

3 閉会

資 料	<p>次 第 第1回横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会次第</p> <p>資料1 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会員名簿</p> <p>資料2 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料3 横浜市緑区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資料4 指定管理者選定スケジュール（案）</p> <p>資料5 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者公募要項 共通資料（案）</p> <p>資料6 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者公募要項 施設別資料（案）</p> <p>① 東本郷地域ケアプラザ ② 中山地域ケアプラザ</p> <p>③ 十日市場地域ケアプラザ ④ 長津田地域ケアプラザ</p> <p>⑤ 山下地域ケアプラザ</p> <p>資料7 横浜市緑区地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類（案）</p> <p>資料8-1 地域ケアプラザ評価について（案）</p> <p>資料8-2 地域ケアプラザ評価基準項目（案）</p> <p>資料8-3 地域ケアプラザ等事業実績評価及び第三者評価結果報告書</p> <p>資料8-4 地域ケアプラザ評価基準項目（記入例）（参考資料）</p> <p>資料9 横浜市地域ケアプラザ条例</p> <p>資料10 横浜市地域ケアプラザ条例施行規則</p> <p>資料11 横浜市地域ケアプラザ事業実施要綱</p> <p>資料12 横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱</p>
-----	---